



【携帯電話基地局設置にかかる農振除外 手順書】

農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、その区域内にある農地(いわゆる青地農地)の農業以外の目的(住宅、駐車場、資材置場、商業施設等)への転用は、農業振興地域の整備に関する法律(以下、農振法)により厳しく制限されています。

ただし、電気通信業法 117 号第 1 項に基づく総務大臣の認定を受けている事業者による携帯電話基地局の設置につきまして、公益性が特に高い事業に係る施設とされており、事前に除外しなくても設置することができます。

<申出手順>

1	検討	<ul style="list-style-type: none"> ・設置予定エリア内に利用可能な非農地または白地農地がないか、十分確認をお願いします。 ・やむを得ず青地農地を選定する場合には、できるだけ縁辺部に設置することとし、当該農地の残地や周辺農地の営農に支障が生じないように、土地所有者や隣接農地の耕作者等と協議をお願いします。 <p>☞ 参考書類:農用地区域(青地)からの除外要件</p>
2	提出書類 ・ 提出時期	<p>受付期間中に①②を市農業振興課へ提出してください。</p> <p> 提出物 原本1部+複製4部(カラーはカラーコピーが必要) ①農用地区域変更申出書(様式1) ②農地転用届出書類一式の写し</p> <p> 受付期間(期間厳守)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆1回目: 5月1日~5月15日(午前8時30分~午後5時15分) ◆2回目: 9月1日~9月10日(午前8時30分~午後5時15分) ◆3回目: 1月1日~1月15日(午前8時30分~午後5時15分) <p>※いずれも閉庁日を除く。最終日が閉庁日の場合はその次の開庁日まで</p>
3	市確認	<p>おおむね6か月後</p> <p>12条公告をもって、農振除外の手続き完了です。</p> <p>手続き完了後に電話連絡が必要な場合はお申し出ください。</p>
4	関係機関協議	
5	11条公告	
6	県本協議	
7	12条公告	

<問い合わせ・書類提出先>

山口市農業振興課 農業企画担当
 電話 083-934-2815 FAX 083-934-2651
 E-mail n-shinkou@city.yamaguchi.lg.jp